

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## 台風の被害にあった人の確定申告

Q：私の家は、昨年の台風で床上浸水の被害にあいました。

この場合、所得控除が受けられると聞いたのですが本当でしょうか。また、控除を受けるためには、どのような書類が必要でしょうか。

A：雑損控除が受けられます。

### 【解説】

火災や風水害による被害、盗難や横領による損失が発生した場合には、「雑損控除」という制度があって、一定の算式で計算した控除額を年間所得金額から差し引くことができます。

控除額は、次の2種類の算式によって求められた額の多い方になります。

- (1) (損失額－保険などから補填される金額)－年間所得金額の10%
- (2) 災害関連支出－5万円

金額があまりに大きいためその年の所得から控除しきれない場合は、その年以降3年間に繰り越して控除を受けることができますが、別荘や、1個または1組の価額が30万円を超える宝石、貴金属、書画骨董など、日常生活に必要なでない財産の被害は控除の対象になりません。

なお、雑損控除の適用を受ける場合には、確定申告書に、罹災証明書などの災害や盗難にあったことの証明書、住宅や家財などの損失額の明細書、災害等関連支出の領収書を添付しなければなりません。

